

平成20年11月6日

交通企画課

交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示案について

1 改正の趣旨

本年4月に日本産科婦人科学会等から、妊娠中のシートベルト着用について、ベルトが腹部を横断しないようにシートベルトを着用することによって、母体と胎児に係る交通事故時の障害を軽減できる旨の見解が示されたことを受け、警察庁において、妊娠中の方のシートベルト着用の必要性、正しいシートベルトの着用方法について周知を図るため、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3条)の一部を改正するもの。

2 改正の内容

妊娠中のシートベルトの着用について、次のとおり定める。

【第5章第1節3】

(3) 妊娠中のシートベルトの着用

妊娠中であっても、シートベルトを正しく着用することにより、交通事故に遭った際の被害から母体と胎児を守ることができます。ただし、妊娠の状態は個人により異なりますので、シートベルトを着用することが健康保持上適当かどうか、医師に確認するようにしましょう。

妊娠中は、事故などの際の胎児への影響を少なくするために、腰ベルトのみの着用は行わず、腰ベルトと肩ベルトを共に着用するとともに、大きくなった腹部をベルトが横切らないようにするなど、正しくシートベルトを着用することが必要です。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 その他

(財)全日本交通安全協会が作成した妊娠中の方のシートベルト着用に関するポスターを全国の産婦人科医院等で掲示し、妊娠中の方の正しいシートベルトの着用方法について周知を図ることとしている。